

ArchiCAD Solo VIP サービス利用規約

2014年6月3日版

本契約は、お客様（以下「甲」という）とグラフィックソフトジャパン株式会社（以下「乙」という）の間で締結される ArchiCAD Solo の VIP サービス契約に関する内容（以下「本サービス」という）及び条件を定めるものである。また本サービスは、現行のバージョンにのみ適応するものとする。

第1条（契約の目的）

1. 乙は、第3条に記載の本サービスを甲に提供する。
2. 甲は、乙に対し、第5条に定める料金を支払う。

第2条（契約の対象）

1. 本契約は、甲が乙よりライセンス供与をうける ArchiCAD Solo を対象とする。
2. ArchiCAD の関連製品（オプションソフトウェアやライブラリー等）を対象外とする。
3. 本契約は、ArchiCAD Solo の1ライセンス単位とする。
4. 本契約によりサポートを利用できる人数は1ライセンスにつき1名とする。
5. ライセンス追加増設の際は、その追加増設されるライセンスも対象とする。

第3条（契約の内容）

1. 契約中に本契約で提供される本サービスは、以下の通りである。ただし乙が最適と判断するサービス内容に変更出来るものとする。
 - (1) 契約期間中にリリースされる ArchiCAD Solo のバージョンアップおよび更新パッチ
 - (2) GDL 部品のダウンロード（内容は、予告なく変更される）
 - (3) アドオンツールのダウンロード（内容は、予告なく変更される）
 - (4) BIMx（日本語版のみ、BIMxの使用可能期間は契約期間と同期し終了とともに利用不可となる）
 - (5) 弊社施設内で実施される標準トレーニングコースの20%値引き
 - (6) 弊社が独自の判断で行う追加ライセンス、オプションソフトウェアの割引キャンペーン
 - (7) Web で提供される「Tips」へのアクセス
 - (8) ArchiCAD Solo を使う上でのアドバイスや技術サポートを受けられるセミナーへの参加（スケジュール等は Web 上に掲載）
 - (9) ArchiCAD Solo に関する専用電話・Eメールおよび Fax によるテクニカル・サポートもしくは Web サイト
 - (10) プロテクトキー交換サービス（出荷時の輸送に起因する破損、並びに出荷後1週間以内の無償交換サービスを VIP サービス契約有効期間内、無償で一回までの交換を行うようにサービスを拡張）
 - (11) トレーニングムービーの提供
 - (12) オンライントレーニングの受講

第4条（契約の期間と更新）

1. 本契約の契約期間は申込月の翌月1日から始まる月を開始月とした12カ月間の年間契約とする。
2. 第6条に定める解約が行われない限り、本契約は本契約と同条件のもと契約期間満了日の翌月から一年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 甲より2カ月前に解約の申し入れがない限り契約は自動的に継続されるものとする。

第5条（契約料金）

1. 契約料金は、月額6,000円と所定の消費税を合算した金額とする。
2. 契約料金は、途中解約の場合も返却しないものとする。

第6条（契約の解除）

1. 甲乙いずれか一方より本契約満了日の2カ月前までに文書による解約通知があった場合、契約満了日をもって契約を解除することができるものとする。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 当契約に基づく責務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催促したにも拘わらず、当該不履行が是正されない場合
 - (2) 支払の停止、又は破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあった時
3. 甲の事情による契約の解除の場合、契約期間1年間に満たない月数分の料金を一括で振り込むものとする。また、このときの振り込み手数料金は甲が負担するものとする。
4. ArchiCAD Solo から ArchiCAD レギュラー版へのアップグレードを行った場合

第7条（契約への再加入）

1. 一旦解除された契約を再開する場合甲は再加入料金を支払うことにより再加入出来るものとする。また、このときの再加入料金は未加入期間の契約料金合計額の150%に相当する金額と再加入契約を行う月の翌月1日から始まる3ヶ月分の料金の合計を一括で支払うものとする。

第8条（料金の支払）

1. 甲は乙の指定する方法により手続きを行い金融機関の預貯金口座より翌月分の使用料金を通常月は毎月27日に自動振り替えにより前払いするものとする。
2. 甲が使用を希望する金融機関が乙の指定する方法に対応していない場合甲は、甲の指定する方法に対応した金融機関に変更するものとする。
3. 甲は本サービス申し込みに際し当初3カ月分の料金18,000(税別)を一括で支払うものとし、4カ月以降の料金は自動振替により支払うものとする。
4. 甲は自動振替開始日までに自動振替の手続きが開始出来なかった場合再度3カ月分の料金18,000(税別)を一括で支払うものとする。
5. 甲は税別料金と所定の消費税を合算した金額を乙に支払うものとする。

第9条（契約の変更）

1. 乙は事前通知をもって、本契約の内容及び条件を変更できるものとする
2. 乙は変更の際に甲の事前の同意を得なくても契約内容を変更できるものとする。

第10条（ArchiCAD レギュラー版へのアップグレード）

1. ArchiCAD Solo から ArchiCAD レギュラー版へのアップグレードを行った場合レギュラー版の納品された日をもって本契約は終了するものとする。また、その際に甲の支払済み契約料金の返却やその他の料金との相殺などは行わないものとする。

第11条（請求・支払い）

1. 乙は甲に対し、本契約により定められた契約料金を本契約期間に請求するものとする。
2. 甲は乙の指定する方法で、本契約により定められた契約料金を本契約期間内は継続して支払うものとする。また、この時に発生する振込手数料等は甲の負担とする。

第12条（本規約について）

1. 乙の Web サイトを通じて甲が本規約を自由に参照出来る様にするものとする。
2. VIP サービス利用規約の正は Web サイトに掲載されているものとする。他のものと不一致があった場合 Web サイト掲載のものを優先するものとする。

第13条（その他）

1. 本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行に疑義が生じたときは、甲および乙は誠意をもって協議し、解決に当たるものとする。

以上